

意見書案第12号

新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成27年6月18日提出

提	出	者				
	向	日	市	議	会	議
	員					
贊	成	者	北	林	重	男
	向	日	市	議	会	議
	員					
	長	尾	美	矢	子	
	杉	谷	伸	夫	宏	
	天	野	俊	克	巳	
	西	川	克	幸	次	
	松	山	幸	栄	仁	
	中	村	栄	仁		

新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書

新聞は、国の内外で日々発生しているニュースや情報を正確かつ迅速に伝達するとともに、多種多様な意見や評論を提供している。新聞が日本の社会で果たしている役割は、長年にわたり維持され広く浸透し、衣食住に次ぐ必需品といえる。

情報の電子化が進む現在でも、新聞は依然としてニュース伝達の中心的な役割を果たし、戸別配達網によって内外の多様な情報を日本の全地域にくまなく日々ほぼ同じ時刻に届けられ、国民の知る権利と議会制民主主義を下支えするとともに、文字文化の中軸の役割を果たしている。

我が国が世界有数の先進国になったのは、国民の伝統的な勤勉性ととともに、新聞の普及と識字率の高さが、学力・技術力を支える役割を長く果たしてきたことは広く認められるところである。

しかし、我が国は深刻な活字離れが進む中で、書籍とともに新聞も購読率の低下傾向にあり、新聞を全く知らないで育つ子どもたちは増えている。さらに、今回の消費税引き上げによって新聞の購読離れが加速し、我が国の将来を担う世代の知的水準へ大きな影響を及ぼすものと憂慮されている。

ヨーロッパ諸国においても、大半の先進国が新聞への軽減税率措置を執っており、「新聞の軽減税率は常識」とされている。

消費税軽減税率が適用されるかどうかは、日本の文化、民主政治の将来に関わる大きな問題であると言える。

以上のことから、消費税10%の段階で新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月18日

京都府向日市議会